

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

Q 1 3 7 (流行性角膜炎)

流行性角膜炎に罹患した職員の就業制限について就業制限をすべきでしょうか？その場合、期間は？

状況：幼稚園児2人と妻が次々に流行性角膜炎に罹患、今回、夫である、当院の薬剤師が罹患しています。本人には、ドアノブからでも伝染するほどの伝染力の強い疾患であり、接触感染なので目をこすった手はすぐに手洗いをする事、眼帯あるいは眼鏡をかけるよう指導しました。

A 1 3 7

当院の場合、職員が罹患した場合、ご質問にもあるように極めて接触感染しやすい疾患ですから、眼科医から治癒という診断が出るまでは出勤停止にしており、それが本症に対する常識的な判断だと考えております。